

グループ長寄付金協力手数料覚書

株式会社hikari(以下、甲と言う)と加入者(以下、乙と言う)とは、本契約第3条の甲州金運神社への寄付金協力手数料を以下の通り定め覚書を締結する。

第1条(手数料の内容)

① グループ長が、直接(支援者)寄付金を獲得した場合は、寄附金額の25%を協力金としてお支払いいたします。

(例)100万円(寄付金) \times 25% \times 250,000円

② 傘下グループの寄附金額の10%を協力金としてお支払いいたします。

(例)100万円(寄付金) \times 10%=100,000円

第2条(苦情等の取り扱い)

傘下組織の苦情その他に対して、速やかに乙が相手方に連絡し、甲に報告すると共に必要な情報交換をし、双方協力して問題解決を図るものとする。

第3条(有効期間及び有効期間の継続)

1. 本覚書の有効期間は1年とする。
2. 特に甲乙の申し出が無い限り、契約は1年単位で更新される物とする

第4条(協議解決)

本覚書の内容に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上これを解決するものとする。